

諮問第133号の答申

自動車輸送統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第133号による自動車輸送統計調査（令和2年4月調査以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和元年6月12日付け国総情政第52号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「自動車輸送統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（２）理由等」で指摘した事項については、適切な対応を行う必要がある。

（２）理由等

ア 調査方法の変更

（ア）貨物営業用自動車（トラック）調査

本調査のうち貨物営業用自動車（トラック）調査については、表1のとおり、これまでは、国土交通省が、毎月、無作為抽出した自動車運送事業を営む事業所（約2,000事業所）を対象とする「自動車輸送統計調査票－貨物営業用－（事業所票）」（以下「貨物事業所票」という。）及び当該事業所が保有する貨物営業用自動車の中から車種別（普通貨物自動車等4車種）に2両選定した自動車（約16,000両）を対象とする「自動車輸送統計調査票－貨物営業用－（自動車票）」（以下「貨物自動車票」という。）により調査が実施されている。

本申請では、この調査方法について、令和2年4月調査から、貨物事業所票を廃止するとともに、国土交通省が、自動車登録ファイル等（以下「車検データ等」という。）に基づき、四半期ごと（1月、4月、7月、10月）に直接選定した貨物営業用自動車を調査対象とし、1月、4月、7月及び10月は約9,800両、それ以外の月は半数の約4,900両ずつを継続して調査する方法に変更することを計画している。

また、これまでの調査票を郵送により提出する方法に加え、政府統計共同利用システムによる提出も可能とすることも計画している。

表 1 貨物営業用自動車（トラック）の調査方法の変更内容

		現行計画			変更案		
調査票	調査対象範囲	報告者数	報告者の選定者	報告対象期間	報告者数	報告者の選定者	報告対象期間
第 1 号様式の 1	事業所	約 2,000 事業所	国土交通省	1 か月間	廃止		
第 1 号様式の 2	貨物営業用自動車	車種別に 2 両選定 (約 16,000 両)	選定された事業所	7日間	約 9,800 両 (1, 4, 7, 10 月) 約 4,900 両 (上記以外の月)	国土交通省	7日間

これについては、

- ① 現行調査では、輸送トンキロ^(注)の全国値は、調査対象事業所が選定した貨物営業用自動車（以下「事業所選定自動車」という。）の輸送トンキロから、事業所保有自動車全体の輸送トン^(注)と事業所選定自動車の輸送トンの比で事業所保有自動車全体の輸送トンキロを推計し、これを拡大することにより算出しているため、事業所選定自動車が事業所の代表的な自動車であることが必要であるが、この代表性が十分でないため、結果精度に問題が生じていたこと。

(注) 「輸送トン」とは、輸送した貨物の重量をトンで表した数、「輸送トンキロ」とは、「輸送トン」に貨物の輸送距離（キロ）を乗じたものである。

- ② 新たな調査方法では、車検データ等が全面的に活用できる環境が整備されたことから、当該車検データ等に登録されている車種、走行距離等の情報を利用することにより、事業所を調査することなく、国土交通省が直接、自動車を選定して調査し、かつ、選定した自動車全数を調査する月は四半期中 1 か月のみで、残りの 2 か月は選定した自動車の半数を調査することとしても、目標とする精度で輸送トンキロの全国値を推計することが可能となるため、結果精度の向上や報告者負担の軽減が図れること。
- ③ 貨物事業所票は、調査期間が 1 か月間と長いために報告者負担が重く、これにより回収率の低下や調査票の提出の遅れに伴う結果公表の遅延が生じていたが、新たな調査方法では貨物事業所票が廃止されることから、公表の早期化が可能となること。
- ④ 政府統計共同利用システムによる調査票の提出を可能とすることについては、報告者の利便性の向上及び調査の効率的実施に資すること。
- から、適当である。

(イ) 旅客営業用自動車（バス）調査

本調査のうち旅客営業用自動車（バス）調査については、表 2 のとおり、これまでは、国土交通省が、毎月、車検データ等に基づき無作為抽出した旅客営業用自動車（約 250 両）を対象とする「自動車輸送統計調査票－旅客営業用－（乗合・貸切・特定）」（以下「旅客自動車票」という。）及び一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業^(注)を営む全ての事業所を対象とした「自

自動車輸送統計調査票－旅客営業用－（乗合）」、「同（貸切）」、「同（特定）」の事業別の３種類の調査票（以下「旅客事業所票」という。）により調査が実施されている。

本申請では、この調査方法について、令和２年４月調査から、調査対象とする旅客営業用自動車は、まず、国土交通省が、事業所台帳データ等に基づき用途別（一般乗合、高速乗合及び貸切）に事業所を選定し、当該事業所が選定した当該用途で使用されている自動車１両（全体で１,９００両）に変更するとともに、旅客事業所票については、１種類の調査票に統合した上で、輸送人員の対前月比、１日１車当たり輸送人員など一部の調査事項を削除することを計画している。

（注）「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じて自動車を使用して有償で旅客を運送する事業のことで、このうち、路線バスや高速バスにより乗合旅客を運送するものを「一般乗合旅客自動車運送事業」、契約により自動車を貸し切って旅客を運送するものを「一般貸切旅客自動車運送事業」、工場の従業員や学生の送迎等、特定の需要者と契約し有償で旅客を輸送するものを「特定旅客自動車運送事業」という。

表２ 旅客営業用自動車（バス）の調査方法の変更内容

調査票	調査対象範囲	現行計画			変更案		
		報告者数	報告者の選定者	報告対象期間	報告者数	報告者の選定者	報告対象期間
第３号様式	旅客営業用自動車	約250両	国土交通省	3日間	約 1,000 両（乗合）	事業所	3日間
					約900両（貸切）	事業所	3日間
第３号様式の２	事業所（乗合）	約 800 事業所（全数）	国土交通省	1 か月間	約 4,400 事業所（全数）	国土交通省	1 か月間
第３号様式の３	事業所（貸切）	約3,200事業所（全数）	国土交通省	1 か月間			
第３号様式の４	事業所（特定）	約 100 事業所（全数）	国土交通省	1 か月間			

これについては、

- ① 旅客営業用自動車（バス）調査の実施に当たっては、旅客営業用自動車の用途により、その輸送量・走行距離等が異なり、かつ、調査結果に対する行政ニーズも、一般乗合は地域公共交通施策の検討、高速乗合は近年関心が高まっている高速バス事故の傾向分析など大きく違っているため、用途別に輸送実態を把握する必要があるが、現行調査では、車検データ等に旅客営業用自動車の用途に関する情報がないことから、抽出した旅客営業用自動車の用途が不明のまま調査を実施しており、その結果、用途別に必要な調査票を十分に回収することができず、結果精度の問題が生じていたこと。
- ② 新たな調査方法では、調査対象とする旅客営業用自動車について、国土交通省が直接抽出するのではなく、用途別に選定した事業所に当該自動車の選定を委ねることにより、用途別に必要な調査票を効率的かつ確実に回収することが可能となるため、結果精度の向上が図れること。
- ③ 貨物営業用自動車（トラック）の場合、貨物を様々な運送先に運ぶため、トラックにより走行距離等が大きく異なる可能性があるのに対し、旅客営業用自動車（バス）の場合は、同一事業所の所属バスであれば、基本的に決まった区間（路線等）を走行するため、いずれのバスであっても走行距離等が大きな差がないことから、事業所に調査対象自動車の選定を委ねることとしても、当該自動車の代表性に問題

が生じる可能性は少ないと考えられること。

- ④ 調査対象とする旅客営業用自動車の車両数は、新たな調査方法では1,900両と現行調査の250両から大幅に増加することになるが、i 現行調査の車両数は報告者負担の観点から標本設計上、本来必要な車両数の4分の1に抑制したものであり、推計に当たっては調査月及び調査月から前3か月の合計4か月の標本（約1,000両）を用いていたため、推計値に季節性が十分に反映されていなかったこと、ii 新たな調査方法では、調査月の標本のみで推計が可能となり、季節性を適切に反映した精度の高い推計が可能となることから、やむを得ないものと判断されること。
- ⑤ 調査対象とする約4,400事業所の中で、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の3事業のうち複数の事業を営んでいる約800事業所の場合、旅客事業所票を1枚に統合することにより提出する調査票が1枚となり、報告者負担の軽減となること。
- ⑥ 旅客事業所票における輸送人員の対前月比などの事項は、他の調査事項の適否を確認することを目的とするものであり、内容検査プログラムにより代替可能であることから、削除により報告者負担の軽減が図れること。

から、おおむね適当である。

ただし、調査対象自動車の代表性については、上記③のとおり、問題が生じる可能性が低いとはいえ、その選定状況により貨物営業用自動車（トラック）調査と同様の問題が生じる可能性が皆無ではないため、事後的に当該自動車の代表性に問題がないかを検証し、その結果によっては選定方法を見直す必要があることを指摘する。

また、調査結果の推計に使用する標本は、上記④のとおり、4か月蓄積した標本約1,000両から単一月の約1,900両に変更となることから、季節性の出方の違いが調査結果を大きく変化させる可能性があるため、変化の度合いを検証し、その結果や推計方法等の変更内容を利用者に周知するとともに、変化の程度に応じて、新旧系列の作成など、利用者の利便に資するための適切な対応を行う必要があることを指摘する。

イ 推計方法の変更

本申請では、旅客営業用自動車（バス）調査における輸送人キロの推計方法について、これまでは、1運行系統において乗客が始点から終点までバスに乗車したとみなして計算した仮の輸送人キロに乗客1人当たりの実際の乗車キロを乗じて算出した数値を基に推計していたが、これを「輸送人員」に「一人平均乗車キロ」を乗じる方法に変更する計画である。

これについては、従前の推計方法は、1運行系統の距離に大きな差がないことを前提にしていたものであるが、近年は、運行系統により距離に大きな差があり誤差が大きくなっているため、こうした前提を含まない推計方法に変更することにより、精度向上を図るものであり、おおむね適当である。

ただし、推計方法の変更に伴い、時系列データに断層が生じる可能性があることから、新旧系列の作成のみでなく遡及推計の実施を含め、利用者の利便に資するため、上記ア（イ）と同様、適切かつ丁寧な対応を行う必要があることを指摘する。

ウ 集計事項の変更

本申請では、集計事項について、月報の貨物輸送における品目別輸送トンキロの集計表の追加、旅客輸送における乗合の用途別（一般乗合、高速乗合）の集計区分の追加及び6大都市圏（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県）別集計の廃止並びに年報における6大都市圏別集計の廃止及び都道府県別集計の追加等を行う計画である。

これらについては、

- ① 品目別輸送トンキロの集計表については、当該（集計表の）数値をモータリシフトに係る評価指標として用いる等の行政上のニーズがあること。
- ② 乗合を用途別（一般乗合、高速乗合）に集計することについては、用途ごとに輸送量・走行距離等に差異があり、それぞれの結果が行政ニーズ上必要であること。
- ③ 6大都市圏は、自動車の保有車両数及び関係事業所数ともに全国の大半を占めていないため、6大都市圏別集計は、地域別の統計数値として必ずしも代表的な数値になっていないと考えられること。
- ④ 都道府県別集計については、過去の統計委員会答申（「諮問第23号の答申 自動車輸送統計調査の変更について」（平成22年3月24日府統委第26号））において、今後の課題として「利用ニーズを踏まえつつ、本調査の結果データを一定期間蓄積した上で、都道府県単位の輸送トン数、トンキロ等を作成・公表することの可能性について検討する必要がある。」との指摘を受けているところであり、また、将来交通需要推計や県民経済計算において、一定程度の利活用ニーズがあること。

から、適当である。

エ 公表区分・期日等の変更

本調査においては、貨物輸送における業態別・車種別輸送トン数や輸送トンキロ、旅客輸送における車種別輸送人員や輸送人キロ等の月次集計結果を月報として調査月から2か月以内に、また、年次集計結果を年報として調査年度の年度末から6か月以内にそれぞれ公表する計画となっている。

しかしながら、このうち月報の公表日は、調査計画上の公表期日から約3か月遅れており、公表の遅延が常態化している。

本申請では、月報の公表の早期化を図るため、その公表の区分・期日等について、令和2年10月調査分以降、表3のとおり、月報を速報と確報の2段階で公表することとし、速報として調査月から2か月以内に業態別・車種別輸送トン数、車種別輸送人員等の全国値を、その後、確報として速やかに業態別・車種別輸送トン数、車種別輸送人員等の地方運輸局別数値や品目別輸送トン数等を公表するとともに、これまでの印刷物による公表を廃止し、インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）のみの公表とすることを計画している。

表 3 速報及び確報の概要

公表の区分	速報	確報
公表の期日	調査月から2か月以内	速報公表後、速やかに公表
公表事項	【貨物輸送】 1 業態別・車種別輸送トン数 2 業態別・車種別輸送トンキロ	【貨物輸送】 1 貨物輸送量 2 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トン数 3 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トンキロ 4 地方運輸局別・業態別・車種別能力トンキロ 5 業態別・車種別・品目別輸送トン数 6 地方運輸局別・品目別輸送トン数 7 業態別・車種別・品目別輸送トンキロ 8 地方運輸局別・品目別輸送トンキロ ただし、5～8については、四半期最終月の月報においてのみ公表する。
	【旅客輸送】 1 車種別輸送人員 2 車種別輸送人キロ	【旅客輸送】 1 旅客輸送量 2 地方運輸局別・車種別輸送人員 3 地方運輸局別・車種別輸送人キロ 4 地方運輸局別・車種別能力人キロ 5 6 大都市圏別・車種別輸送人員 6 6 大都市圏別・車種別輸送人キロ 7 営業用バス（乗合（一般・高速）・貸切）都道府県別輸送量

これについては、

- ① 速報として、業態別・車種別輸送トン数、車種別輸送人員等の全国値に限定し、その動向を早期に公表することにより、鉄道輸送、航空輸送等他の輸送手段（輸送モード）との早期の比較検証が可能となるなど本調査結果の利活用の促進や有用性の向上が図れること。
 - ② 旅客営業用自動車（バス）調査については、速報の公表に間に合うよう全ての事業所から調査票を回収することが困難な状況であるが、過去3年分のデータでシミュレーションを行った結果、未提出事業所分は、提出のあった事業所の輸送量の前月比に基づき代替推計することにより、おおむね正確な全国値の推計が可能であることが確認されたこと。
 - ③ 月報の印刷物による公表を廃止し、インターネットによる公表のみとすることについては、インターネットと印刷物の内容が同一であり、印刷物を希望する者も少ないため、利用者ニーズの観点から、特段問題はないこと。
- から適当である。

2 諮問第23号の答申（平成22年3月24日付け府統委第26号。以下「前回答申」という。）時の「今後の課題」及び公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）における指摘への対応状況について

（1）前回答申時の「今後の課題」について

本調査については、前回答申において、「今後の課題」として、表4のとおり、以下の検討課題が指摘されている。

表 4 前回答申時の「今後の課題」

1 輸送貨物の品目分類の見直し

輸送貨物の品目分類については、大枠として輸送統計に用いる標準品目分類を設定した上で、輸送機関ごとにその特性を加味して一部詳細化して適用しているが、本調査における品目分類については、昭和 58 年 4 月以降改正されていないことから、利用ニーズや他の輸送統計との関係にも留意しつつ、産業構造の変化への対応や報告者負担の軽減等の観点から改正について検討する必要がある。

2 時系列データ等の整備

今回の調査計画の変更に伴い、調査対象から削除される自家用軽貨物自動車及び自家用旅客自動車に係る輸送量（輸送トン数、トンキロ、輸送人員及び人キロ）については、他の統計調査や行政記録情報を活用した推計方法を開発することにより、代替データを作成・公表することについて検討する必要がある。

また、利用ニーズを踏まえつつ、本調査の結果データを一定期間蓄積した上で、都道府県単位の輸送トン数、トンキロ等を作成・公表することの可能性について検討する必要がある。

3 自動車輸送統計の今後の在り方

本調査は、トラック輸送の効率化、モーダルシフトの推進等の行政施策に必要な情報を提供する重要な調査であるが、毎月、輸送区間ごとに輸送貨物の品目及び重量、走行距離等を調査するなど、報告者負担が大きいものである一方、より信頼性の高い時系列データの整備が求められていることから、将来的には、行政記録情報の更なる活用や他の輸送関連統計調査との連携・役割分担を図るなど、自動車輸送統計の体系的な整備の在り方について検討する必要がある。

これらのうち、「1 輸送貨物の品目分類の見直し」については、平成26年度に、品目分類の見直しが実施されていること、「2 時系列データ等の整備」については、「自動車輸送統計年報（平成25年度）」より、代替データの公表が行われており、また、今回の調査計画の変更において、都道府県別集計を行う予定であること、「3 自動車輸送統計の今後の在り方」については、今回の計画変更において、貨物営業用自動車（トラック）調査において行政記録情報である車検データ等の活用を導入するなどにより調査方法の見直し等が行われていることから、国土交通省の対応は適当である。

（2）第Ⅲ期基本計画での検討課題について

本調査については、第Ⅲ期基本計画において、表 5 のとおり、検討課題が掲げられている。

表5 第Ⅲ基本計画（抄） 別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具 体 的 な 措 置、方 策 等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢 の変化を的確に捉 える統計の整備 (6) 交通関連施策 に必要な統計の改 善	◎自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度（2017年度）に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	平成32年度（2020年度）から実施する。

これらについては、前記1（2）の「ア 調査方法の変更」、「ウ 集計事項の変更」及び「エ 公表区分・期日等の変更」のとおり、今回の変更計画により一定の見直しが行われていることから、国土交通省の対応は適当である。

3 今後の課題

（1）旅客営業用自動車（バス）調査の調査方法の検証

今回、旅客営業用自動車（バス）調査において、調査対象とする旅客営業用自動車については、国土交通省が直接抽出する方法から、用途別に選定した事業所が当該自動車を選定する方法に変更する計画である。しかし、これまで調査対象事業者が調査対象貨物営業用自動車を選定していた貨物営業用自動車（トラック）調査の場合、調査対象貨物営業用自動車の代表性に問題がみられたことから、旅客営業用自動車（バス）調査において、事後的に当該自動車の代表性に問題がないかを検証し、その結果、問題があった場合は、速やかに、改善を検討すること。

（2）旅客営業用自動車（バス）調査の結果の公表方法

今回の変更において、集計事項の一部について、定義や推計方法を見直すことを計画していることから、調査結果を公表する際には、利用者に、用語の定義や推計方法等の変更内容について十分に周知すること。また、新系列については、時系列比較の観点から、遡及して統計を作成し公表する等、適切な対応を行うこと。

（3）行政記録情報等を活用した統計の作成の研究

本調査は、これまで車検データ等の行政記録情報等を積極的に活用しているところであるが、報告者負担の軽減の観点から、引き続き、ビッグデータ等の活用の可能性について検討を行うこと。

以 上